

学校いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

狛江市立狛江第二中学校

学校いじめ防止基本方針

I 基本的事項

(基本方針策定の意義)

生徒の心身の安全や安心を脅かし、教育を受ける権利を著しく侵害（人権侵害）する「いじめ」問題を克服し、生徒の尊厳を保持する目的の下、学校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応）のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(いじめの定義)

この法律において「いじめ」とは、「当該児童・生徒に対して、当該児童・生徒と一定の人的関係（同じ学校に在籍している等）にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（不作為によるもの及びインターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※けんかやふざけ合いであっても見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

【いじめ防止対策推進法 第二条】

(いじめの禁止)

「児童等は、いじめを行ってはならない」いじめ防止対策推進法 第四条

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の心身の健全な成長や人格形成等に重大な影響を及ぼすだけでなく、いじめを受けた児童・生徒の生命をも重大な危険に陥れたり、その心に生涯消えない深い傷を残したりするものである。いじめは人権侵害であり、行ってはならない行為である。

【いじめ防止対策推進法 第四条】

(学校及び教職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めなければならない。

【いじめ防止対策推進法 第七条】

(保護者の責務)

保護者は、子供の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する生徒がいじめを行うことがないように、当該生徒に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めなければならない。

【いじめ防止対策推進法 第九条】

Ⅱ いじめを生まない、許さない学校づくり

1 いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめ防止対策推進法第22条の規定に基づき「学校いじめ防止委員会」を設置する。構成員は、校長、副校長、経営支援主任、教務主任、生活指導主任、進路指導主任、各学年主任、くすのき教室担当、養護教諭、（スクールカウンセラー）とし、いじめの事案に対し、事実関係の把握に努め、いじめであるか否かの判断を行う。

また、必要に応じて、狛江市いじめ問題対策委員会の委員が関与する。

2 いじめの防止等に関する措置

- (1) いじめを受けた生徒の安全確保や心のケアを第一に支援を行う。
- (2) いじめの発見・通報を受けた場合、速やかに事実確認を行い、その結果を狛江市教育委員会に報告するとともに、「学校いじめ防止委員会」を中心に組織的な対応を行う。
- (3) いじめを受けた生徒の保護者との情報を共有する。場合によっては保護者会を開催する。
- (4) いじめを行った生徒には教育的配慮の下指導するとともに、いじめを行った生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定める。
- (5) 狛江市教育委員会や関係機関との連携を図り、客観的な視点から指導・助言を受ける。
- (6) 年間の学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取組が体系的、計画的に行われるよう、包括的な取組方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。
- (7) 全ての教職員がいじめ問題への対応について共通理解するために、年に複数回、いじめ問題に関する校内研修を実施する。

3 いじめの防止に関する基本的な姿勢

いじめは相手の人権を侵害する行為であり、決して許される行為ではないことを生徒に理解させることが必要である。生命尊重の精神と人権感覚を育み、いじめの未然防止と指導の充実を図るために、以下のように方策を講じる。

- (1) 生徒に「いじめは許されない」「いじめや卑怯なふるまいをしない」という雰囲気、学校全体に醸成できるようにする。
- (2) 学習意欲の向上を図り、すべての生徒が「分かる」「できる」という実感がもてる授業を行い、基礎的・基本的な知識・技能の定着を目指す。
- (3) 全教育活動を通して道徳教育及び体験活動等の充実を図り、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養う。
- (4) 自主的・自発的に生徒会活動及び部活動等に取り組みせ、一人一人の生徒が生き生きと輝く場面を創造する。
- (5) 保護者及び地域住民、その他の関係者との連携を図りつつ、他者から認められ、他者の役に立っているという「自尊感情」「自己有用感」を育む。

4 いじめの未然防止

いじめの未然防止を図るため、以下のように方策を講じる。

- (1) 人権教育をより一層推進する。
- (2) 教育活動全体を通じた道徳教育の充実を図る。
- (3) 道徳科等において「いじめに関する授業」を実施し、いじめの問題を自分のこととして捉え、生徒が主体的にいじめについて深く考え、議論し、いじめが絶対に許されないことを自覚できるようにする。
- (4) 集団の一員としての自覚と自身を育むことができるよう体験活動の充実を図る。
- (5) 学級活動・生徒会等の特別活動において、いじめ防止に資する生徒の主体的な企画及び運営による活動を支援し、その充実を図る。
- (6) 教職員の指導力・資質の向上のための校内研修を充実させる。
- (7) 保護者・教職員にいじめを防止することの重要性について、より一層理解を促すための啓発活動を行う。

5 いじめの早期発見・事案対処

いじめの早期発見を図るため、以下のように方策を講じる。

- (1) いじめの行われる場所やその様態を考慮し、生徒のわずかな変化に気付くため日常生活状態を観察する力を養う。
- (2) 生徒の本音が聞けるような人間関係作りを進める。
- (3) WEB-QUやいじめアンケート調査、定期的な面談、聞き取り等を基に、軽微な事案であっても確実にいじめとして認知をし、対応にあたる。
- (4) 生徒の変化に関する情報について、すべての教職員が円滑に情報を共有し、継続して気になる生徒の見守りができるように、必要に応じてケース会議を開催する。
- (5) いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒の人間関係に関する悩み等を含む）があった場合や教職員がいじめを発見した場合、また相談を受けた場合、「学校いじめ防止委員会」等を通じて、速やかに情報の迅速な共有化を図る。
- (6) 子どもが相談しやすく、又、教職員が一人で抱え込むことがない教育相談体制を確立し周知する。

6 ネットいじめへの対応

インターネットを通して行われるいじめの防止に向けた対策を推進する。

- (1) 生徒に対する情報モラル教育の充実や保護者等への啓発活動を推進する
- (2) インターネットを通じて行われるいじめが生じた際には、狛江市教育委員会及び関係機関等と連携して迅速に必要な措置を講じる。

7 地域や家庭と連携した相談体制

いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を擁護するために、地域や家庭と連携した相談体制を確立する。

- (1) 定期的に関係機関や専門家等との相談・連携を図り、迅速な対応ができるよう、学校いじめ防止委員会を中心とした相談体制を整えておく。
- (2) 日頃からいじめの防止に向けた学校の取組をホームページや学校だより・道徳授業・地区公開講座等で積極的に伝える。
- (3) 第二育成委員会、CS協議会等で情報共有を図り、地域や家庭と連携して生徒の指導にあたる体制を構築する。

8 いじめに対する措置

いじめの解消に係る判断については、以下の内容を規準とする。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること
※被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安とする）継続していること。（ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要と判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校いじめ防止委員会の判断により、より長期の目安を設定する。）
- (2) 被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

9 留意事項

下記に該当する児童・生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童・生徒については、日常的に、当該児童・生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- (1) 発達障がいを含む、障がいのある児童・生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに学校生活支援シート（個別の教育支援計画）や個別指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童・生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
- (2) 海外から帰国した児童・生徒や外国人の児童・生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童・生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、児童・生徒、保護者等の外国人児童・生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- (3) 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童・生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

Ⅲ 重大事態への対処

重大事態とは、「いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」及び「いじめにより在籍する児童・生徒が相当の期間（30日程度）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」をいう。

- (1) 重大事態が発生したときは、狛江市教育委員会を通じて速やかに狛江市長に報告する。
- (2) 狛江市教育委員会又は学校は、その事態に対処するとともに学校のいじめ防止委員会において、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (3) 狛江市教育委員会は、学校が調査を行うときは、いじめ問題対策連絡協議会を開催する等して、必要な指導・助言又は支援を行う。
- (4) 狛江市長は、必要に応じ、狛江市いじめ問題調査委員会を設置し、重大事態についての再調査等を依頼することができる。
- (5) 狛江市教育委員会又は学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を適切に提供する。

Ⅳ 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの事態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価し、見直しを継続的に行う。

- (1) いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- (2) いじめの再発を防止するための取組に関すること

V いじめ防止年間指導計画

	教員・SCの取組	生徒の取組	家庭・地域との連携、行事
4月	講話「いじめについて」 生徒理解週間		保護者会
5月	人権教育プログラム いじめについて考える日	生徒会による取組	セーフティー教室（NTTドコモ） 学校公開週間 学校運営連絡協議会
6月	ふれあい月間、Q-U いじめアンケート実施 SCによる全員面接		保護者会
7月	三者面談 いじめについて考える日 SCによる全員面接	生徒会による取組	三者面談 保護者会
8月	講話「いじめについて」		青少年健全育成連絡会
9月	いじめ防止教育プログラム	生徒会による取組	道徳授業地区公開講座 学校公開週間
10月	いじめについて考える日 いじめアンケート実施		学校公開週間
11月	ふれあい月間、Q-U いじめアンケート実施	生徒会による取組	
12月	三者面談 いじめについて考える日		学校運営連絡協議会 三者面談、保護者会 青少年健全育成連絡会
1月	講話「いじめについて」 いじめアンケート実施	生徒会による取組	
2月	ふれあい月間 いじめアンケート実施		学校運営連絡協議会
3月	いじめについて考える日	生徒会による取組	保護者会